

金沢 清流のまち

下水道のしおり



2015年春・北陸新幹線開業



ガスと水のサービスセンター
KANAZAWA WATER & ENERGY CENTER
金沢市企業局

は じ め に



わたくしたちのまち金沢は、加賀百万石の伝統文化と水清らかな犀川、浅野川に育まれた美しい自然が織り成すきれいな都市です。

この二つの清流を源として数多くの用水路が網の目のように流れ、庭園の曲水・農業用水・防火・消雪水など、市民の生活用水として利用されてきましたが、戦後は下水道の代用としても使われたため、水質汚濁が進み、昭和30年代後半頃から社会問題となりました。

このため、金沢市では市の重点施策として、下水道整備を精力的に進めてまいりました。その結果、平成25年度末には金沢市の下水道の普及率は97.5パーセントに達し、市街地ではほぼ整備を終えています。

現在、引き続き第7負担区の下水道整備を進めています。

今後も、公共用水域の水質保全と快適な生活環境をつくりだすため、下水道普及率100%に向けて積極的に整備に取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

下水道のはたらき

まちが美しく清潔になります

みぞがきれいになり、まちが美しく清潔になります。ハエやカの発生を防ぐので伝染病の予防にも大いに役立ちます。



さわやかな水洗トイレが使えます

快適で衛生的な水洗トイレが使えるようになります。

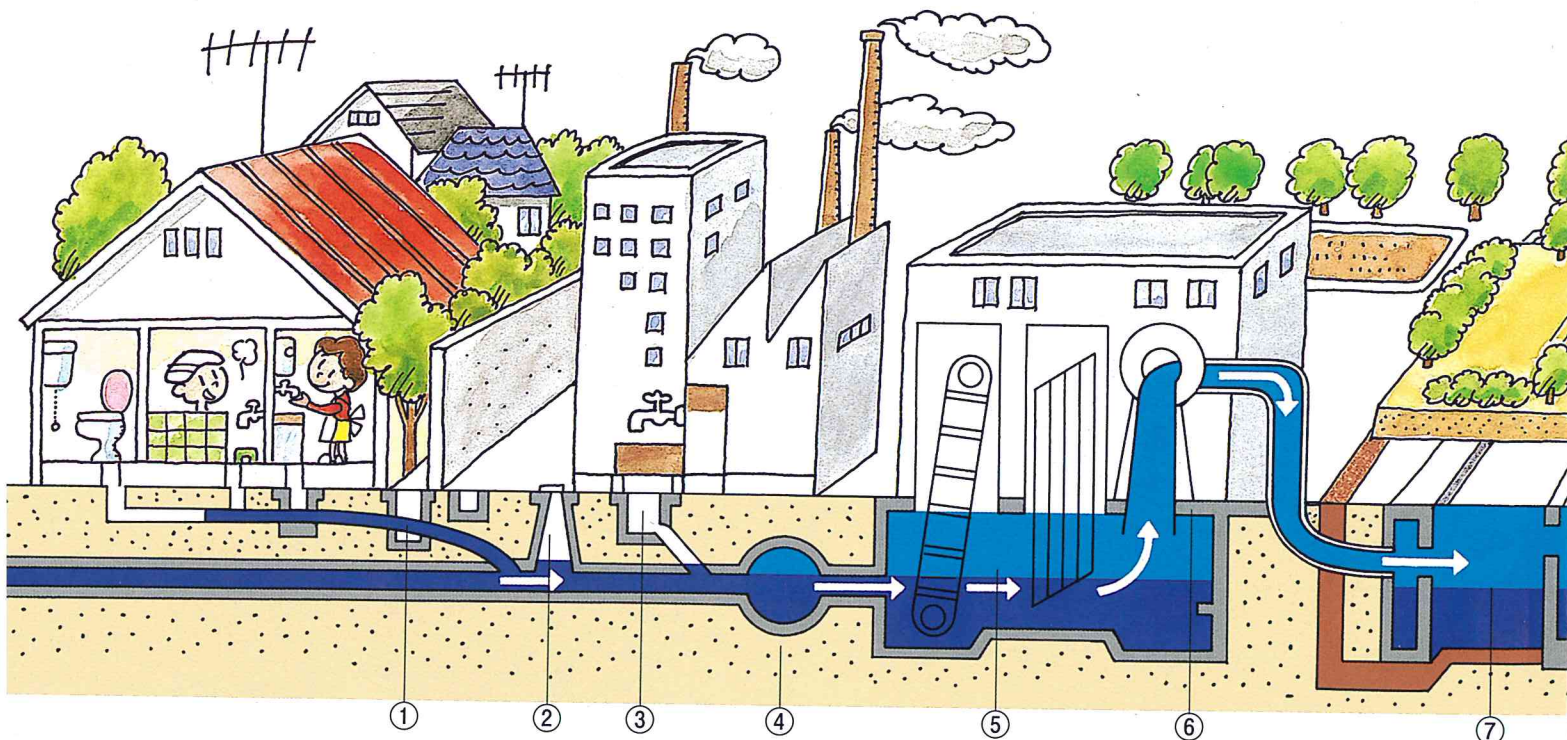


川や海の水がきれいになります

家庭から出るよごれた水は、下水道管で終末処理場に集められます。きれいに処理され川や海に流されますので、川にも清流がよみがえります。



下水道のはたらき



① 公共ます

家庭の汚水を円滑に公共下水道に導きます。これは、排水管の検査や掃除のときに使います。

② マンホール

管きよの連結、結合のため設けます。これは、下水道管の清掃、監視、障害物の除去、修繕などのために使います。

③ 除害施設

工場排水の中には下水道管をつまらせたり、破壊したり、あるいは下水処理に悪影響を与えるものがあるので、このような障害をとり除く装置です。

④ 管きよ

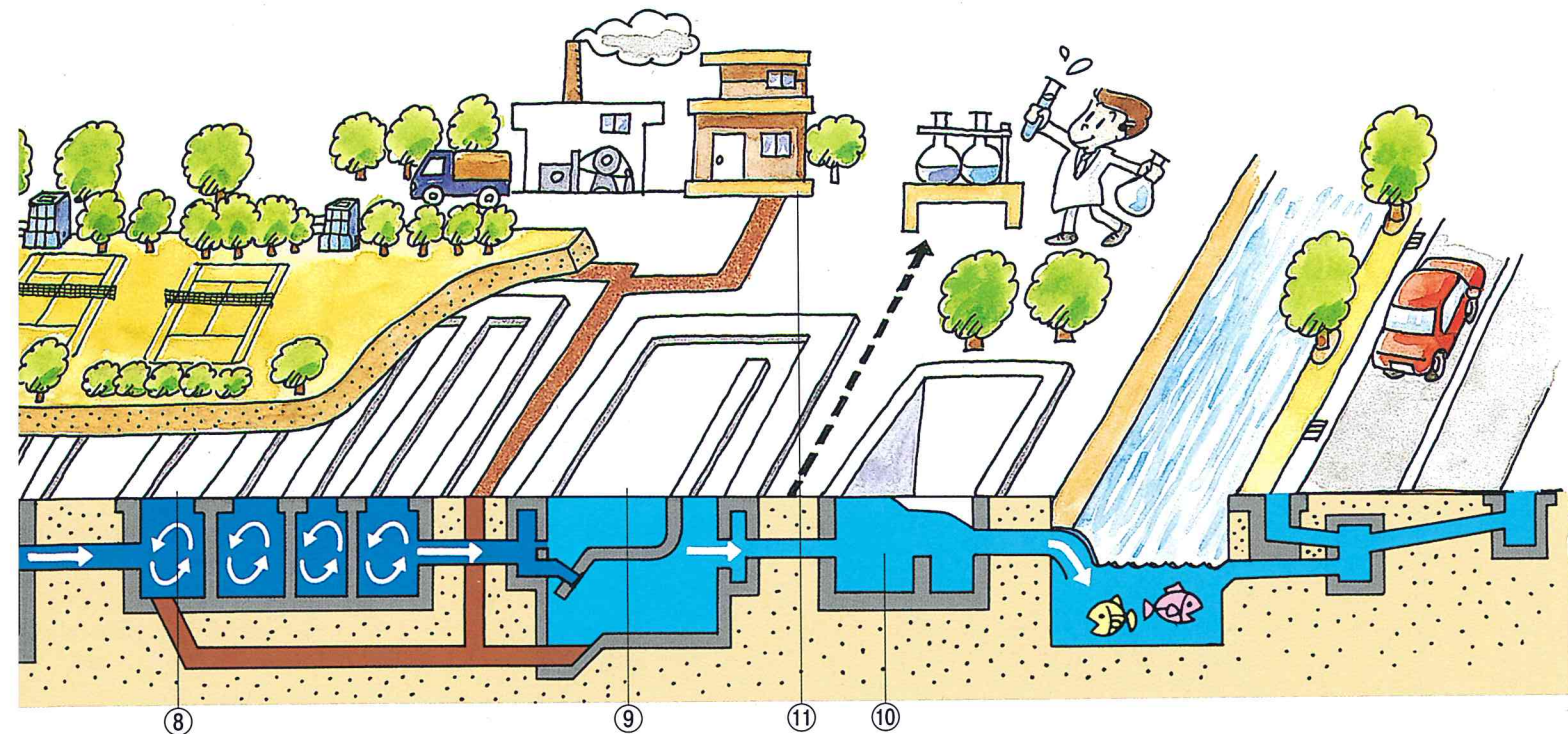
家庭や工場から排出された汚水（合流地区では雨水も含む。）をポンプ場、処理場へ導く役目をします。

⑤ 沈砂池

土や砂など沈みやすいものを沈澱除去します。

⑥ ポンプ室

ポンプで最初沈澱池にくみあげます。



⑦ 最初沈澱池

ゆっくりと流れていくあいだに、大きなよごれは、底にしずんでゆきます。

⑧ エアレーションタンク (反応タンク)

活性汚泥とよばれる微生物の入った泥をまぜ、空気を送りこんでかきまぜます。下水のよごれは微生物のえさとなり、フロックとよばれるかたまりになります。

⑨ 最終沈澱池

かたまりは沈澱し、上ずみ水はほとんど無色透明な水になります。沈澱したかたまりは活性汚泥として再びエアレーションタンクにもどされ、あまった汚泥は汚泥処理施設に送られます。

⑩ 塩素混和池

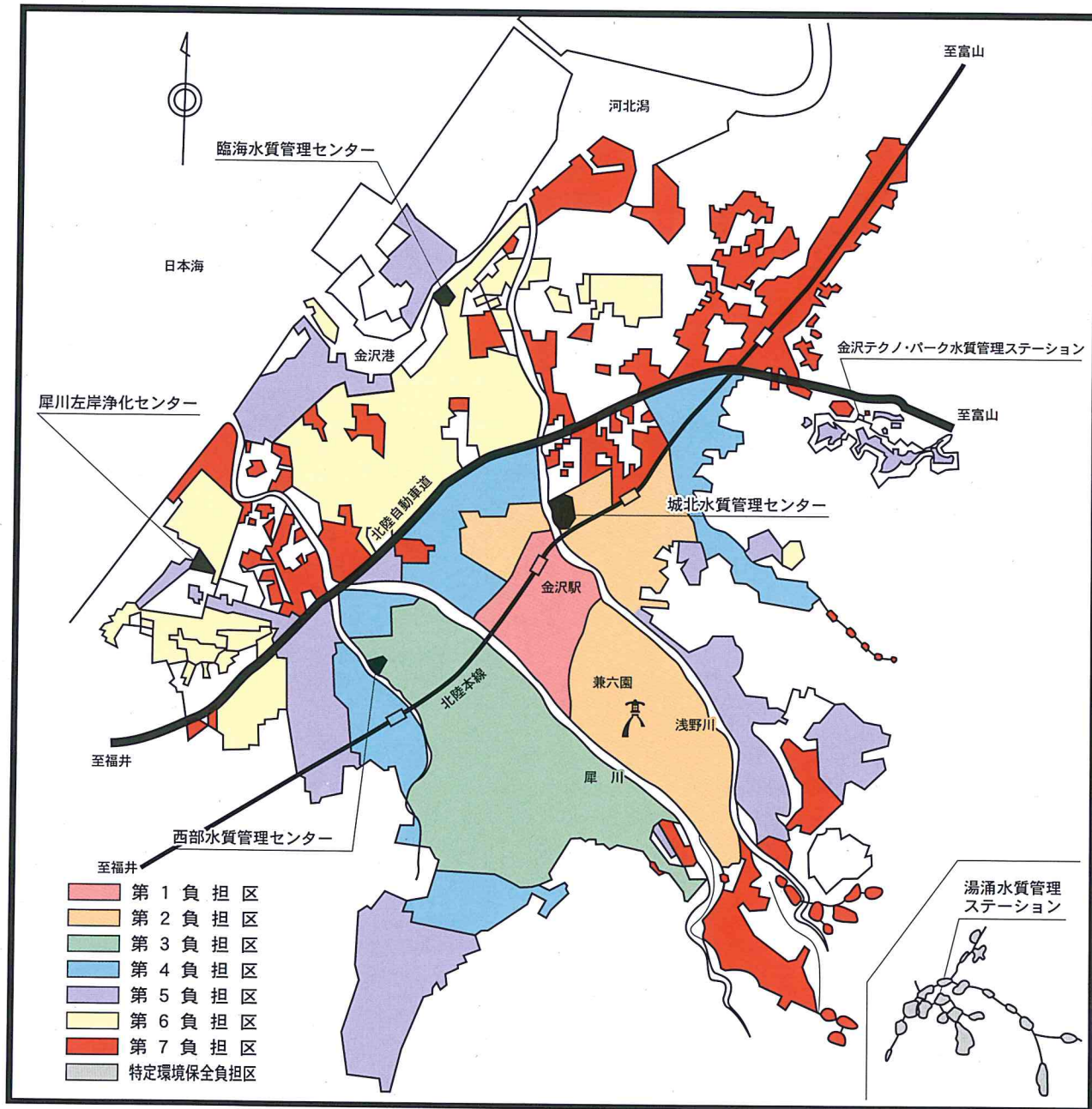
薬品を入れて消毒したあと、川へ放流されます。

⑪ 汚泥処理

最初沈澱池や最終沈澱池から送られた汚泥を脱水処理し、焼却などにより処分しております。

処分により発生した焼却灰は、既に一部を建設資材として有効利用をしておりますが、さらに全量を有効利用できるよう検討中です。

金沢市の公共下水道計画について



事業計画内容

計 画	内 容		
計画処理面積 8,987ha	浅野処理区	2,936ha (合流 404ha 分流 2,532 ha)	
	西部処理区	2,272ha (合流 — 分流 2,272 ha)	
	臨海処理区	2,499ha (合流 — 分流 2,499 ha)	
	犀川左岸処理区	1,255ha (合流 — 分流 1,255 ha)	
	湯涌処理区	25ha	
計画処理人口 430,040人	浅野処理区	152,700人	
	西部処理区	130,300人	
	臨海処理区	93,700人	
	犀川左岸処理区	52,200人	
	湯涌処理区	1,140人	
管渠延長 2,793km	汚水管渠	2,418km	
	雨水管渠	375km	
ポンプ場 16箇所	浅野処理区	8箇所	
	西部処理区	2箇所	
	臨海処理区	4箇所	
	犀川左岸処理区	2箇所	
終末処理場 5箇所	城北水質管理センター	処理方式	標準活性汚泥法
		放流水質	BOD 15ppm以下 S S 40ppm以下
		処理能力	156,000m ³ /日最大
	西部水質管理センター	処理方式	標準活性汚泥法
		放流水質	BOD 15ppm以下 S S 40ppm以下
		処理能力	64,800m ³ /日最大
	臨海水質管理センター	処理方式	標準活性汚泥法
		放流水質	BOD 15ppm以下 S S 40ppm以下
		処理能力	46,000m ³ /日最大
	犀川左岸浄化センター (犀川左岸流域下水道事業)	処理方式	標準活性汚泥法
		放流水質	BOD 15ppm以下 S S 40ppm以下
		処理能力	68,800m ³ /日最大
	湯涌水質管理 ステーション	処理方式	OD法+接触ぼつき法
		放流水質	BOD 15ppm以下 S S 40ppm以下
		処理能力	1,200m ³ /日最大



臨海水質管理センター



幹線工事 (シールド工法)

下水道の受益者負担金について

公共下水道の整備は多額の建設費を必要とします。また、道路や公園のような一般の公共施設と異なり、下水道施設は利用できる地域に限られます。そのため、建設費すべてを税金で賄うとすると、公共下水道が整備されない地域の人にも負担がかかり、「負担の公平」を欠くことになります。

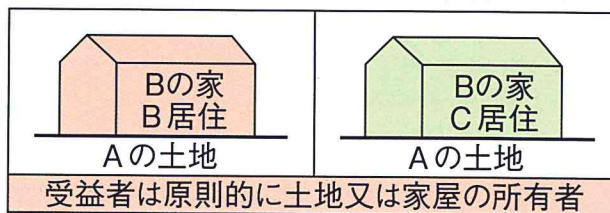
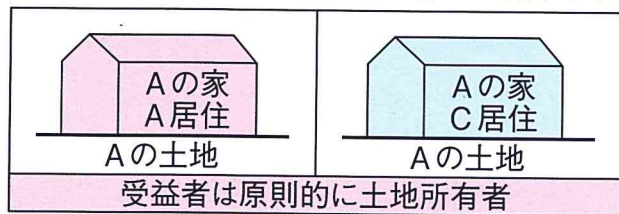
そこで、公共下水道の整備により利益を受ける地域の皆さまに下水道施設の建設費の一部を負担していただき、より一層の整備促進を図ろうというのが受益者負担金制度です。

■ 負担金の対象となる土地

下水道が整備される区域内的の土地は、空地や駐車場を含めすべて負担金の対象となります。また、負担金はその土地に**一度限り**賦課されるものです。

■ 受益者(負担金を納めていただく人)の申告

受益者となる方は、土地の所有者又は権利者です。負担金を賦課する年の1月1日現在の土地所有者に「下水道事業受益者申告書」をお送りしますので、どなたが受益者になるかを申告してください。



■ 受益者の変更

受益者の申告後に売買・相続などによって受益者に変更があったときは、新受益者の承諾のもと「下水道事業受益者変更申告書」を届け出た場合に限り、届出があった日以降に到来する納期分から、新受益者に負担金を納めていただくことができます。

■ 負担金額

単位負担金額 (1㎡あたりの単価)

×

土地の面積(㎡)

=

負担金額

単位負担金 (1㎡あたり)

負担区	金額
第7負担区	454円

(第7負担区の場合)

200㎡(約60坪)の土地を所有されている場合
454円×200㎡=90,800円となります。

■ 負担金の納付方法及び前納報奨金制度

工事着工の翌年度から5年間、各年度4回の納期（6、9、12、3月）に分けて、合計20回分割で納めていただきます。

負担金は5年分割納付を原則としていますが、下記の一括納付の場合、報奨金が交付されます。この場合は、報奨金を差し引いた金額で納付していただくことになります。

- ・全年一括納付…第1期（6月30日納期限）までに全額を一括納付した場合に限りです。
- ・1年一括納付…第1期（6月30日納期限）までに1年分を一括納付した場合に限りです。
- ・翌年度以降分一括納付…第4期（3月31日納期限）までに翌年度以降分を一括納付した場合に限りです。

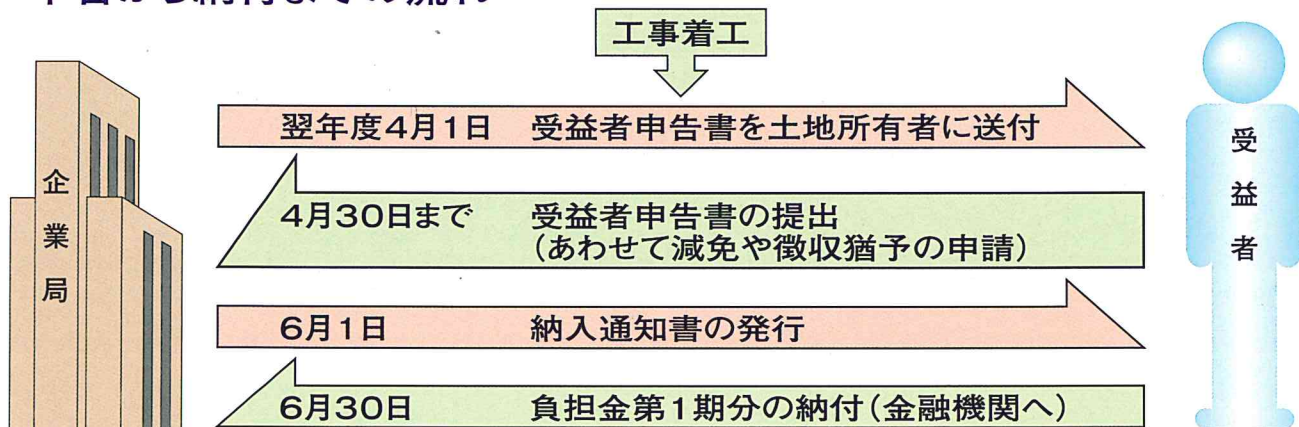
■ 負担金の減免及び徴収猶予

公共的な用途に使用されている土地……申請により、審査のうえ減免されます。

- 例) 公民館の敷地や宗教法人の境内地など → 75%減額
- 公道から公道へ通ずる私道、墓地など → 100%免除

現在耕作されている田・畑……15年を限度として、耕作されている期間は申請により負担金の3分の2の額を徴収猶予することができます。ただし、宅地等に利用された場合は、猶予が取消しとなり、一括納付していただきます。

■ 申告から納付までの流れ



ご家庭の排水設備について

■ 各家庭の排水設備工事 分流式

右図のように、家庭からの汚水を金沢市企業局が設置する公共ますに接続する工事（排水設備工事）を行ってください。ただし、雨水は汚水と分けて側溝に流してください。

● 公共ます

公共ますは、金沢市企業局で設置いたしますが、その個数は、敷地面積500平方メートル未満に1カ所です。

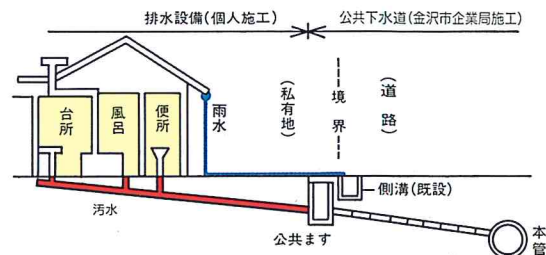
排水設備計画とともに設置場所を検討しておいてください。なお、基準以上に設置される場合は、別に費用がかかります、届出が必要です。

● 工事着手の時期

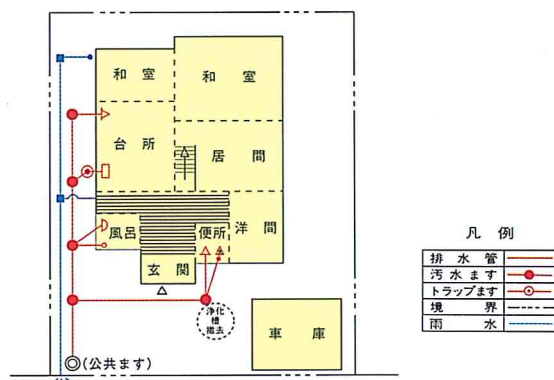
下水道供用開始をお知らせしますので、それ以後に、し尿浄化槽、台所、洗濯、風呂等はできるだけ早く、くみ取り便所は3年以内に排水設備工事を行ってください。

● 工事発注時の注意

これらの工事は、金沢市企業局が指定した業者（**指定工事業者**）でなければ施工できません。工事を行うときは着工する15日前までに排水設備計画確認申請書を、また、工事完了後は5日以内に工事完了届、使用開始届を金沢市企業局に提出してください。



平面図



■ 雨水貯留施設等設置費助成制度について

近年都市化が広がり雨水の流出量が増えることでまちなかでの水害が多発するようになってきました。金沢市では河川や下水道の整備だけでなく、まち全体で雨水の流出抑制の取組を進めるため、雨水用の貯留槽や浸透ますを設置する家庭に対し、施設整備費への助成を行っています。

□ 助成の概要

施設名	補助率	助成金の上限額
雨水貯留槽	施設整備費の2/3	容量 100 l 以上200 l 未満の場合 …… 2万円
		容量 200 l 以上1500 l 未満の場合 …… 2万5千円
		容量 1500 l 以上の場合 …… 8万円
浄化槽転用雨水貯留槽		上限8万円
雨水浸透ます		浸透ますの大きさ(内径)に応じて1万8千円～3万5千円

助成対象地区、申請方法等については、お客さまサービス課にお問い合わせ下さい。(220 - 2379)

工場・事業場の汚水排除について

下水道が整備されたからといって、どのような排水でも下水管に流せるわけではありません。

例えば、酸性の強い排水は下水管のコンクリートを腐食させ、重金属類やシアン等の毒物及び酸・アルカリ類を含んだものは、下水処理場で下水を処理する微生物を殺したり、働きを弱めたりして処理機能を低下させます。

また、油脂類をはじめとする高濃度の有機物や浮遊物は、下水管をつまらせたり、下水処理場にかかる負担を大きくします。

● 届出の義務

工場・事業場のうち、下水道法及び金沢市公共下水道条例で定められている特定事業場や、除害施設等の設置を要する工場・事業場には、公共下水道使用開始届の他に下記の届出が必要です。

種 類	届出を要する場合	提出期限
特定施設設置届	特定施設を設置しようとするとき	設置工事の60日以上前
特定施設構造等変更届	特定施設の構造・使用の方法等を変更しようとするとき	変更工事の60日以上前
除害施設計画確認申請書	下水排除基準に適合しない下水を除害施設を設け排除するとき	下水道接続工事の着工前
特定施設使用届	特定施設を設置している事業場の下水の排出先が公共用水域から下水道区域になったとき	下水道使用開始後30日以内
	公共下水道を使用している者で既設の施設が新たに特定施設に指定されたとき	特定施設になった日から30日以内

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や廃液を排出する施設として、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法で定められた施設をいいます。

下水道法でも、この特定施設を設置する者を特定施設の設置者、特定施設を有する事業場を特定事業場とし、その他の事業場とは異なった厳しい規則を設けています。

水洗便所改造資金貸付制度について

■ 水洗便所改造資金貸付

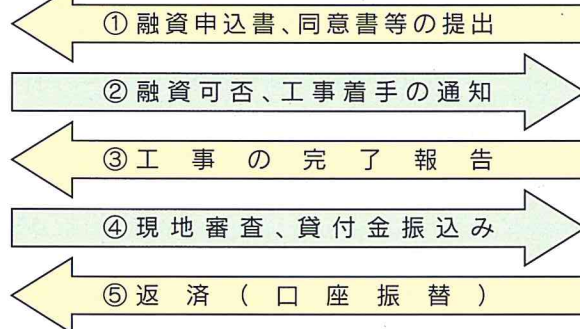
今までに使用していた、くみ取り便所やし尿浄化槽を廃止して公共下水道に直結するために便所を改造する場合には、これらの費用を一度に負担することが困難な方のために、金沢市企業局では一定の条件を設けて資金の貸付を行っています。

- 貸付金額 1件あたり最高限度額70万円（工事費の範囲以内）
- 貸付対象者 建築物所有者又はその所有者の同意を得た使用者
- 返済方法 貸付月の翌月から48回（4年間）元金均等月賦償還
償還金は、口座振替納入となっています。
- 利子 無利子（ただし、償還期限を超過しますと、年5.00%の延滞利息が加算されます。）
- 貸付条件 市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない者
貸付金の償還について能力を有すると認められる者
貸付金の償還について確実な連帯保証人（市内在住。ただし、同居人を除く。）1人がある者
- 所得制限 申込者…前年度の市民税の課税標準額（所得金額－所得控除額）が700万円以内
保証人…前年度の市民税の課税標準額が30万円以上
- 手続き 金沢市企業局に備え付けの申込書（関係書類を含む。）を、排水設備等工事の確認申請書と同時に提出してください。
なお、**工事着手後の申込みはできません。**



手 続 き

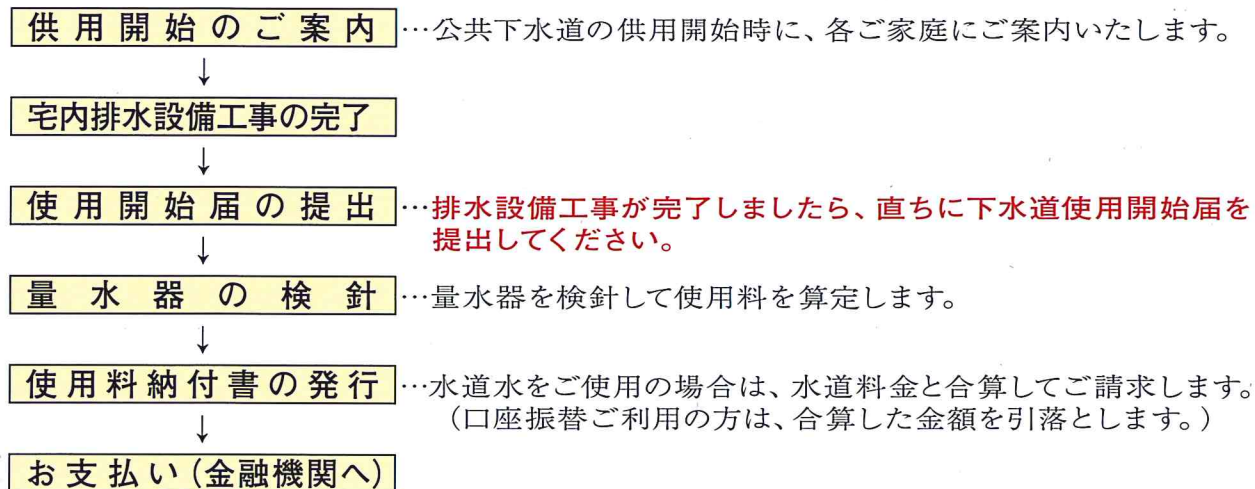
（指定業者代行）



下水道の使用料について

公共下水道が完成し、皆さまが下水道への接続工事をされますと、流した汚水の量に応じて下水道使用料をいただくことになります。下水道使用料はポンプ場や処理場の運転、下水管路の清掃や補修など施設の維持管理費用の一部にあてられます。

■ 使用開始からお支払いまでの流れ



※建物の取壊し等で下水道の使用を廃止した場合は、お客さまサービス課へご連絡下さい。

■ 使用水量の決め方

下水道使用水量は、水道水、あるいは井戸水などの使用水量（量水器による検針値）に基づいて認定します。量水器のない場合は、お客様のご負担で設置していただくことになります。

下水道の使用料について

■ 使用料金表 1か月分 (H21.4.1改定)

	使用料区分	水量区分	使用料
一般汚水	基本使用料 (1か月あたり)	水量に関わらず定額	900円
	従量使用料 (1m ³ につき)	1 ~ 10 m ³	27円
		11 ~ 30 m ³	124円
		31 ~ 50 m ³	129円
		51 ~ 100 m ³	135円
		101 ~ 200 m ³	140円
		201 ~ 300 m ³	146円
		301 ~ 500 m ³	154円
		501 ~ 1,000 m ³	162円
1,001 m ³ ~	171円		

※上記で算定した金額に消費税等相当額(8%)が加算されます。

□ 使用料のお支払い

原則として2か月ごとに計算し、お支払いいただきます。水道水をご利用の場合は、水道料金と合算してご請求いたします。口座振替をご利用の方は水道料金と合算した金額を引き落としさせていただきます。

■ 計算方法

1か月分

水量区分	計算式(消費税等込)	
0 ~ 10m ³	水量 × 27円 + 900円	×1.08
11 ~ 30m ³	水量 × 124円 - 70円	
31 ~ 50m ³	水量 × 129円 - 220円	
51 ~ 100m ³	水量 × 135円 - 520円	
101 ~ 200m ³	水量 × 140円 - 1,020円	
201 ~ 300m ³	水量 × 146円 - 2,220円	
301 ~ 500m ³	水量 × 154円 - 4,620円	
501 ~ 1,000m ³	水量 × 162円 - 8,620円	
1,001m ³ ~	水量 × 171円 - 17,620円	

○計算方法の例 19m³ご利用の場合
 $(19\text{m}^3 \times 124\text{円} - 70\text{円}) \times 1.08 = \underline{2,468\text{円}}$

2か月分

水量区分	計算式(消費税等込)	
0 ~ 20m ³	水量 × 27円 + 1,800円	×1.08
21 ~ 60m ³	水量 × 124円 - 140円	
61 ~ 100m ³	水量 × 129円 - 440円	
101 ~ 200m ³	水量 × 135円 - 1,040円	
201 ~ 400m ³	水量 × 140円 - 2,040円	
401 ~ 600m ³	水量 × 146円 - 4,440円	
601 ~ 1,000m ³	水量 × 154円 - 9,240円	
1,001 ~ 2,000m ³	水量 × 162円 - 17,240円	
2,001m ³ ~	水量 × 171円 - 35,240円	

○計算方法の例 38m³ご利用の場合
 $(38\text{m}^3 \times 124\text{円} - 140\text{円}) \times 1.08 = \underline{4,937\text{円}}$

下水道工事Q&A

Q. 下水道工事はいつから始まるのですか？

- A. 通常、工事着工の時期は、地区ごとの事情によって異なりますので、工事着工の約1ヶ月前に町会などを通じて工事の施工箇所を回覧でお知らせしています。また、工事着工の約10日前には、施工業者から書面にて施工時期を各家庭ごとにお知らせしています。

Q. 公共ますは何個つきますか？

- A. 土地の面積が500㎡ごとに1個つきます。ただし、何筆かの同一所有者の土地を一体利用されている場合は、その合計面積でますの個数を判断します。なお、同一敷地に複数建物が建っている場合等の例外もありますので、詳細はお問い合わせください。

Q. どうして農地も下水道整備するのですか？

- A. 農地であっても市街化区域内では比較的容易に農地転用し建物を建てることのできるため、将来にそなえ宅地と同様に整備しています。また、農地転用時に下水道工事をするより、下水道本管の工事に合わせて整備することで工事費の節約になっています。

Q. 工事中、家の出入りの妨げや農作業の邪魔になりませんか？

- A. 工事中においては、出来るだけ支障がないよう十分配慮いたします。ご協力をお願いします。

受益者負担金Q&A

Q. 受益者負担金が土地に対してかかるのはなぜですか？

- A. 下水道が整備されることで汚水の排除、浸水の防止などによりその地域の生活環境が改善されることにともない、土地の資産価値、利用価値が上がることになるからです。受益者負担金制度は、こうした受益の一部を負担金として還元していただき下水道工事費に充てることで、下水道の整備促進に役立っています。

Q. 土地を共有している場合は誰が受益者となるのですか？

- A. 共有者全員が受益者となり連帯して納付する義務を負います。しかし、納付事務の簡素化のため、その中から代表者を選んでいただき、申告のうえその人が代表して納付していただくことになります。

Q. 受益者に変更があった場合はどうなりますか？

- A. 土地の売買、相続などにより受益者が変わった場合は、新しい受益者の署名押印のもと「受益者変更申告書」を提出していただく必要があります。

下水道の正しい使い方について

■ 皆さんが快適に生活するために、下水道は正しく使用してください。

天ぷら油の残りや野菜くずなどを下水道へ流さないでください。



廃油は新聞紙などにしみ込ませ、燃やすごみとして出して下さい。

下水道にはガソリン、シンナー、アルコールなどの危険物は絶対流さないでください。



ディスポーザー(生ごみ粉碎機)は単体では使用しないでください。



自宅の排水設備のつまりや悪臭の原因になるだけでなく、下水処理場への負担が増え水処理に悪影響を与えます。

「トラップます」は必要に応じて掃除してください。



台所の排水に設けてある「トラップます」は、排水中のごみや油脂類を除去するためのものです。放っておくと悪臭を発生し、汚水が流れにくくなります。溜まったごみや油脂類は、不要になった穴あきお玉や天ぷら用の網お玉などですくい取って、燃やすごみとして出して下さい。

下水道についてのお問い合わせは…

ご 用 件	お 問 い 合 せ 先	電 話
・下水道の整備計画については ・下水道本管工事については ・私道の下水については	建 設 課	☎ 220-2383
・受益者負担金については		☎ 220-2376
・排水設備については	お 客 さ ま サ ー ビ ス 課	☎ 220-2377
・水洗便所改造資金貸付については ・雨水貯留施設等については		☎ 220-2771
・下水道使用料については	コ ー ル セ ン タ ー	☎ 0120-328-117
・公共ますの点検、清掃については ・管渠の修繕については	維 持 管 理 課	☎ 220-2665



下水道のしおり(平成26年6月作成)

発行 金沢市企業局建設課
〒920-0031 金沢市広岡3丁目3番30号
<http://www2.city.kanazawa.ishikawa.jp/>

この用紙は自然環境を守るために、再生紙を使用しています。